

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-26 (95)	ユニットケア研修等事業について	<p>都は、ユニットケア施設の管理者及び職員に対し、ユニットリーダー研修の場合、講義・演習及び実地研修施設における実地研修を受講させている。</p> <p>しかし、実地研修の施設が都内2か所全国49か所と少ないことから、都内受講推薦者数270人に対して、受講者数は93人と約3分の1となっている。</p> <p>実地研修施設を増加させ、より多くのユニットケア勤務者が受講できる工夫をされたい。</p>	<p>1 受講枠の拡大 一般社団法人日本ユニットケア推進センター（以下、「推進センター」という。）に対しユニットリーダー研修受講枠の拡大等を働きかけ、以下のとおり拡充した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 93人 ・平成24年度 162人 ・平成25年度 194人 <p>2 実地研修施設の拡充 引き続き推進センターと連携し、実地研修施設の増に取り組んでいる。</p> <p>(1) 推進センターから実地研修施設募集通知を发出後、都からも速やかに対象施設に通知文を送付し、推進センター及び都の両者から、実地研修施設への応募を呼び掛けている。</p> <p>(2) 都内の実地研修施設が加入する関東ユニットケア推進協会が実施するフォローアップ研修の共催者として、各施設への通知の发出や新規実地研修事業所現地調査の立会いなどにより、実地研修施設の増を支援している。</p>	改善済
意見	1-27 (97)	介護支援専門員研修に係る都と財団の契約等について	<p>都は、実務研修事業及び再研修事業について、研修年月日、研修会場、使用教材及び研修内容が全く同一であるにもかかわらず、その事業を補助事業と委託事業に区分している。</p> <p>また、公益財団法人東京都福祉保健財団における各事業への人件費の配賦について、両事業に従事する人員は共通しているが、実務研修事業へは定数2人の人件費（14,022千円）が配賦されており、一方、再研修事業には超過勤務手当のみ配賦されているなど、事業ごとの原価計算が業務実態に応じて適切に行われていない。</p> <p>実質的に両研修事業は同一であることから補助事業と委託事業に区分せず、あわせて指定事業とするなど実施方法等について検討することが望ましい。</p>	<p>委託事業として実施している再研修事業を補助事業に替えるため、平成25年度に予算要求を行い、予算措置をした。</p> <p>また、平成26年3月に再研修事業の実施要綱の一部改正及び補助要綱を制定し、平成26年4月から再研修と実務研修を併せて指定事業として実施している。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-28 (100)	介護認定審査会運営適正化事業及び認定調査員等研修について	<p>都の要介護認定状況について、重度変更率が区市の別で見るとばらつきがある。</p> <p>都は、保険者をまとめる立場から、更なる介護認定の適正化を促進し、重度変更率にばらつきがある理由を究明して、区分が適切になるよう誘導する必要があると考える。</p> <p>さらに、ばらつきのある認定調査員のレベルの差を縮小する必要がある。</p> <p>また、区市町村では、認定審査会にかけ前の認定調査結果の点検時に、記入漏れ等、調査員に問合せを行っているが、点検内容が十分といえないケースもある。</p> <p>例えば、ケーススタディなど具体的事例を学ぶ研修を実施するほか、調査員が自身の調査結果について振り返りができるような取組について、区市町村に働き掛けていく必要があると考える。</p>	<p>1 認定調査員のレベルアップには、具体的な特記事項の記載が重要であるため、特記事項の記載に重点をおいた研修を実施した。</p> <p>(1) 認定調査員新規研修 平成25年度3回（594人）、平成26年度3回（488人）基礎研修及び特記事項の記載事例を用いて、記載方法の研修を行った。</p> <p>(2) 認定調査員現任研修 平成25年度5回（742人）ばらつきの多い調査項目の確認動作の実演と、特記事項の記載について事例を用いグループ討議を行った。 平成26年度8回（677人）確認動作の実演と特記事項の記載事例を用いたグループ討議を行った。</p> <p>2 区市町村が認定調査結果の点検を適切に行えるよう、平成25年度の東京都介護認定審査会運営適正化委員会において、点検ポイントをもとめたマニュアルを作成し、区市町村に配付した（委員会2回、作業部会2回開催）。</p> <p>3 区市町村が主体的に適正化に取り組めるよう区市町村向けの研修を実施した。 平成25年度は事務局の役割及び業務分析データの活用方法について、講義及びグループワークを実施した（6回251人）。 平成26年度は作成したマニュアルを用いて、調査結果の点検について研修を行った（2回106人）。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-29 (103)	区市町村の高齢者見守り施策への支援について	<p>高齢社会対策区市町村包括補助事業の実施状況において、都として区市町村に支援を行っているが、取組が少ない事業もある。</p> <p>こうした中、都は広域自治体として関係者会議を開催し、見守りの担い手である区市町村や地域包括支援センター、近隣住民等を対象とした手引きを作成する取組を進めている。</p> <p>都は、手引きを活用した更なる支援策を検討するとともに、本包括補助事業の見守り関連事業がより積極的に活用されるよう、事業の検証や先駆的取組の紹介を行うなど、引き続き効果的な区市町村支援策を検討し、取組が進んでいない自治体を後押しすることで、都内における見守り活動のより一層の充実を図られたい。</p>	<p>平成26年7月に発行した高齢包括補助事業の事例集に、見守りサポーターを活用した取組や一人暮らし高齢者等に対する見守り活動など、参考となる事例を紹介するとともに、事例発表会においても、効果的な見守り活動の事例を紹介することで、包括補助事業の見守り関連事業の活用促進を図った。</p> <p>さらに、実施状況の検証及び区市町村からの意見聴取等を踏まえ、見守り関連事業をより利用しやすく、かつ効果的な事業展開が可能となる形に再構築し、予算要求を行っている。</p> <p>平成25年度から開始した「見守りサポーター養成研修事業」についても、説明会等を通じて区市町村に分かりやすく周知し、着実に実績を伸ばしている(平成25年度13区市町村、平成26年度17区市町村)。</p> <p>これらの取組で、高齢包括補助事業の見守り関連事業を実施する区市町村は大幅に増加している。</p> <p><高齢包括見守り関連事業の件数推移> 平成24年度 18件 (採択件数) 平成25年度 35件 (採択件数) 平成26年度 44件 (内示件数)</p> <p>※見守り関係事業 ・見守りサポーター養成研修事業 ・一人暮らし高齢者等安心生活支援事業 ・高齢者地域見守り事業</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-30 (105)	TOKYOシニア情報サイトの運営について	<p>TOKYOシニア情報サイトについて、新たな予算措置はなされていないため、管理と運営を委託するのに必要な最低限の費用として853千円で保守運用を、788千円で企画開発委託をしているが、ページの更新は年8回のWebマガジンと都度のお知らせが中心で、サイトの閲覧も毎月2,800回程度である。</p> <p>現在の委託内容を見直し、TOKYOシニア情報サイトにおける行政情報のリンク先の充実や、最新情報の掲載等、アクセス回数を増やすための取組を進められたい。</p>	<p>1 「東京都内のイベント情報」ページの新設 平成25年4月に開設。区市町村高齢者福祉主管課等に情報提供を依頼し、開設から平成26年7月1日までに171件のイベントを掲載した。</p> <p>2 情報発信の拡充 「お元気さん通信」(ニュースレター)を平成26年6月から発行している。身近に地域で活躍する高齢者の活動を紹介し、年4回の発行を予定している。</p> <p>3 サイトのPR強化 (1)リーフレットの作成・配布 より多くの都民や団体によるサイトの活用に向け、平成25年度に2万部作成し、全て関係各所に配布した。平成26年度に新たに2万部作成し、7月現在約1.7万部配布済みである。 (2)リンクの追加 関係各機関へ当サイトの周知と情報提供依頼を行い、平成25年4月から現在までに18か所のリンクが追加された。</p> <p>【効果】 月平均アクセス数が平成24年度の3,545件に対し、平成25年度5,734件、平成26年度(11月末までの平均)7,097件に増加している。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況							
指摘	1-6 (107)	物品管理システムへの廃棄登録漏れについて	東村山ナーシングホームにおける、重要物品たる固定資産について、物品管理システムへの廃棄登録漏れがサンプルで調査した12件中1件検出された。 物品管理システムへの廃棄登録については、廃棄・除却等がなされた際には速やかに当該事実を物品管理システムへ反映させるよう徹底する必要がある。 設備更新時において旧設備の内容や取扱いをマニュアル等でルール化するなど廃棄処理漏れを防ぐような手続を検討する必要がある。	新規固定資産の買入れや廃棄をする際、システム上の登録を適切に行ったかを確認する措置として、設備更新原議等に押印する下記スタンプを調製し、平成25年4月から運用を開始した。その後見直しを行い、廃棄の場合のみではなく、新規に更新した場合にも使用できるよう改めた。 (平成25年4月作成) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>【備品データ-廃棄処理確認】</td></tr> <tr><td>システム処理者 担当</td></tr> <tr><td>確認者 係長</td></tr> <tr><td>確認者 課長</td></tr> </table> (変更後) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>システム処理者 担当者</td></tr> <tr><td>確認者 経理係長</td></tr> <tr><td>確認者 介護保健課長</td></tr> </table> 上記のスタンプを使用し、処理漏れが生じないよう、チェックを行っている。 なお、平成26年12月末までの実績では、物品の購入による新規登録2件、不用となった物品の廃棄登録1件の実績があり、適正に処理を行った。	【備品データ-廃棄処理確認】	システム処理者 担当	確認者 係長	確認者 課長	システム処理者 担当者	確認者 経理係長	確認者 介護保健課長	改善済
【備品データ-廃棄処理確認】												
システム処理者 担当												
確認者 係長												
確認者 課長												
システム処理者 担当者												
確認者 経理係長												
確認者 介護保健課長												
指摘	1-7 (107)	固定資産実査について	廃棄処理漏れについて、平成22年度と平成23年度の2回の固定資産実査でも、共に発見・修正されなかった。 組織の内部において自ら、このような要改善点を発見し対応策を講じることによって、事務処理の改善を体系的・継続的に実施する必要がある。そのため、今後は現場に固定資産実査の留意点や重要性を通知し周知徹底させる必要がある。	平成25年3月中旬から4月中旬までにかけて実施した事前照合作業の依頼の中で、固定資産管理が適正な財務諸表を作成する上で重要なこと、購入した際や誤りがあった場合の取引（仕訳）の事例等の周知を行った。（平成25年3月15日通知を发出済み） また、平成25年4月上旬に、福祉保健局の施設から5施設を抽出し、固定資産の照合作業の現地確認を実施した。 さらに、平成25年6月から平成26年1月にかけて、本庁各部及び事業所で実施する自己検査の際に固定資産の照合作業を含めた管理の状況について、現地確認を行った。 平成26年度についても、各事業所等の自己検査の際に固定資産の照合作業を含めた管理の状況について、現地確認を行った。	改善済							

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-31 (108)	東村山ナーシングホーム（特別養護老人ホーム部分）のショートステイ受入れについて	特別養護老人ホームにおいては、入居者が入院するなどにより空床が生じた場合には、ショートステイを受入れることが一般的な運営方法である。 しかしながら、東村山ナーシングホームにおけるショートステイ受入実績は、受入可能数に対して非常に低い状態であり、都からの資金を繰り入れて運営している状況にある。でき得る限りショートステイの受入れによる収入増を図るといった、都からの資金繰入を減らすための努力をされたい。	毎朝の介護棟でのミーティングに担当相談員及び管理職が参加し、空床状況を把握し、終了後に相談係で全棟の空床数を集約し、入所相談に対応している。入所相談の際は、入所希望日数と相談日以降の空床予測を勘案し、入所棟を決定している。 平成25年度から、所の組織目標及び取組方針において「ショートステイの積極的受入れ」を掲げ、介護棟空室状況把握表を作成・確認しながら、相談に対して速やかな対応に努め、緊急ショート受入れを行った。 また、平成25年度に「ショートステイのあり方検討会」を立ち上げ、6月から計4回開催した（メンバー：所長、介護保健課長、介護課長、相談係長、相談員）。 また、平成25年12月、相談員による近隣居宅介護支援事業者等への挨拶回りを行い、平成26年4月には、改訂したパンフレットを持って、管理職による挨拶回りも行った。 さらに、ショートステイに関する新たな広報資料について検討しており、完成後、当該資料を活用し、近隣居宅介護支援事業者等へ向かい、対象者を紹介してもらうよう依頼する予定である。	改善済
指摘	1-8 (110)	東村山ナーシングホームの介護保険システムのバックアップについて	東村山ナーシングホームの介護保険システムは基幹システムとして位置付けられ、登録されている情報は東村山ナーシングホームを運営する上で必要不可欠な情報であるが、バックアップは取得されているものの、バックアップの方針や手順に関する正式な定めがなかった。 よって、バックアップの取得にとどまらず、自然災害を被る可能性を想定したバックアップの方針や手順を定め、災害時を想定したシステム復旧訓練等を実施することで、不測の事態に備えた業務復旧体制を構築することを検討すべきである。	「介護保険システム」の復旧を確実なものとするため、平成25年4月、「介護保険システム情報セキュリティ実施手順」にバックアップの方針及び手順を加えた。 平成25年3月に「情報システムの復旧」を加え「震災時事業継続計画（BCP）」を改定した。 改定後の「震災時事業継続計画（BCP）」に基づく「システム復旧訓練」については、平成26年12月に実施済みである。 （平成25年度中に、消防署の指導により、組織統合及び構内敷地分断（都道開通）に伴う消防計画の全面的な見直しを行い、これに伴う消防訓練内容の大幅な見直しを行った。）	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-32(113)	板橋ナーシングホームのあり方検討における新たな公会計手法の活用について	<p>福祉保健局における、都立施設改革の手法の中には、(i)民間移譲、(ii) 所有地の賃貸借により民間に後継施設を建設させる手法がある。平成22年度時点の板橋ナーシングホームの在り方検討に当たっては、(ii)の手法を採用することとし、実施に当たって賃料50%を減額した。</p> <p>これは、利用者サービスの水準は低下させないという大前提の下、たとえ賃料50%減額しても、施策全体を通じてそれに余りあるコスト削減が都にもたらされるのであれば、民間に対する賃料の減額も差し支えないとの考えに基づいている。このようなトータルコストの視点は、新たな公会計制度の導入に伴い職員の間徐々に浸透してきた表れといえ望ましい。</p> <p>今後、介護保険制度等の見直しに伴い、都立施設改革における賃料の減額割合を検討するに当たっては、民間の通常の営業が可能になるような水準での賃料の減額割合もシミュレーションし、より精緻な試算を行うなど、これまで蓄積してきた新たな公会計制度の一層の活用を図られたい。</p>	<p>都はこれまで、所有地の50%減額貸付等により、地域における福祉インフラの整備を積極的に支援してきたが、待機児童の解消や今後急増する認知症高齢者等の要介護高齢者への対応、障害者の地域移行などに向け、更なる支援が求められていることから、平成26年3月に、知事の指示により、知事本局、財務局、福祉保健局、都市整備局等の部課長級で構成する「福祉インフラ整備のための土地活用検討チーム」を設置し、特別養護老人ホーム等の整備促進のための検討を行ってきた。</p> <p>検討の結果、検討チームは平成26年7月に以下の結論に至った。</p> <p>福祉インフラ整備事業において、貸付料の50%減額をしても、なお地価の高い都市部においては、参入する事業者の負担は大きく、都特有の地価の高さは福祉インフラの整備を阻む要因の1つとなっていることから、地価の高い地域ほど減額率が高くなる仕組みを導入することにより、福祉インフラ整備の促進を図っていく。</p> <p>貸付料の減額率について、貸付対象となる土地の1㎡当たりの更地価格(以下「土地価格」という。)によって減額率が変化する仕組みとし、土地価格が都内住宅地の地価公示平均額を考慮して設定した1㎡当たり340,000円(以下「一定額」という。)を超える場合には、以下の計算式によって減額率を算定する方法に変更した。減額率については、小数点以下第2位までとする(小数点以下第3位がある場合、これを四捨五入する)。</p> $\text{減額率} = 1 - \{ (\text{土地価格} - \text{一定額}) \times 0.1 + \text{一定額} \times 0.5 \} \div \text{土地価格}$ <p>また、早期の整備を促すため、期限を区切り、平成26年8月20日から平成30年3月31日までの間に公募を開始した案件について適用することとした。</p>	改善済
意見	1-33(114)	東村山ナーシングホームのあり方検討における新たな公会計手法の活用について	<p>東村山ナーシングホームの今後の在り方の検討に当たっては、直営を続けるか、民間移譲するか、所有地の定期借地により民間が整備する手法等を検討することになると思われる。その際には、人件費、維持管理経費、光熱水費、減価償却費、貸付賃料収入等を含めたトータルコストの視点に基づき試算を行うなど、これまで蓄積してきた新たな公会計手法の一層の活用を図られたい。</p>	<p>東村山ナーシングホームについては、所有地の定期借地により民間が整備する手法を採用し、民設民営化を進める。</p> <p>特別養護老人ホームについては、規模を拡大し、2期に分けて整備する。第1期は、平成26年8月に事業者を公募、応募事業者の審査を行い、平成26年度末に事業者を決定する予定である。</p> <p>また、介護老人保健施設については、都内の他の敷地において開設を検討する。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	1-34(117)	施策検討の改善に資する情報整備について	<p>福祉保健局内の施策検討の際に作成している資料について、インプット、アウトプット及びアウトカムそれぞれの計画と実績を網羅した資料が存在しない点や、発生主義によるフルコストの情報が把握できないといった課題がある。</p> <p>今後、福祉保健局として事業を俯瞰的に検討するための基礎資料として、インプット、アウトプット及びアウトカムや、それぞれについての目標値と実績値及び目標と実績の乖離に対する分析といった基本的な情報について、施策の実施状況の把握や分析を実施するうえで必要となるものを整備されたい。さらに、整備した情報は庁内の経営層の意思決定の基礎材料とするとともに、都民に対しても都政に対する評価材料として情報公開していくことが望ましい。</p> <p>また、現状ではインプットの情報が現金主義の予算・決算額に限定されていることから、より適切な意思決定を行うために、都立の高齢者施設の運営などフルコスト情報が有用な事業については、更なる公会計制度の活用が努められたい。</p>	<p>東京都高齢者保健福祉施策推進委員会及びその下に設置されている計画・制度検証部会において、以下のとおり整備すべき情報の内容について検討を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年5月27日 平成25年度第1回計画・制度検証部会 第5期東京都高齢者保健福祉計画のアウトカム指標の検討 平成25年7月22日 平成25年度第1回高齢者保健福祉施策推進委員会 第1回計画・制度検証部会での検討内容を報告 平成26年1月9日 平成25年度第2回計画・制度検証部会 アウトカム指標を含む第5期東京都高齢者保健福祉計画の平成24年度の進行管理結果について報告・了承 平成26年1月21日 平成25年度第3回高齢者保健福祉施策推進委員会 アウトカム指標を含む第5期東京都高齢者保健福祉計画の平成24年度の進行管理結果について報告 <p>以上の経過を踏まえ、平成26年8月18日の平成26年度第1回計画・制度検証部会において、アウトカム指標の公表について議事を諮った上、平成26年8月29日に都ホームページにおいて公表した。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	1-35 (118)	非常勤職員に対する汚職等非行防止の取組について	福祉保健局において汚職等非行防止研修が必須研修として実施されており、常勤職員は3年に1回の受講が義務付けられている。しかし、非常勤職員は必ずしも対象となっていない。 非常勤職員に対しても職場実態や業務の特性に応じて、汚職等非行防止の取組を進められたい。	<p>1 職場実態や業務特性に応じた汚職等非行防止研修の受講 平成25年度から、「専務的非常勤職員及び再雇用職員のうち担当業務の性質上汚職等非行防止の教育が特に必要と所属長が判断した職員」を汚職等非行防止研修の研修対象に加えるとともに、平成25年4月26日及び平成26年4月25日に実施した研修事務担当者会において当該措置を周知徹底し、着実な研修受講を図った。</p> <p>2 福祉保健局汚職等非行防止強化期間における「事故防止のための業務点検表」の実施 福祉保健局汚職等非行防止強化期間中に実施している「事故防止のための業務点検表」の実施対象職員に、再雇用職員、非常勤職員についても、職場実態や業務の特性に応じてできる限り実施に努めるよう平成25年7月12日に通知を行い実施した。 平成26年度も同様に、平成26年7月30日に通知を行い実施した。</p> <p>3 服務関係事項の確認・徹底 自己申告に伴う面接の機会を活用し、「服務関係の確認・徹底事項（例示）」を配付し、職員の服務規律の確保に努めているが、平成25年度自己申告（中間申告）より、再雇用職員、非常勤職員についても、職場実態や業務の特性に応じて、出来る限り服務関係の確認・徹底に努めるよう平成25年10月22日に局内周知を行った。 平成26年度も同様に、平成26年10月24日に局内周知を行った。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-1 (139)	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに対する運営費負担金の算定方法の検証について	<p>都では、センターの病院事業に係る経費の一部につき、運営費負担金を交付している。しかし、都は運営費負担金の算定に当たり、運営費負担金対象事業とそれ以外の事業を区分した収支実績に基づき算定しているわけではない。また、交付後に運営費負担金対象事業の収支実績との比較を行っていないため、運営費負担金の交付額に過不足があるか否かの検証が行われていない。</p> <p>都はセンターに対し、運営費負担金対象事業とそれ以外の事業に区分した収支実績に関する資料の提出を求め、当該実績に基づき、運営費負担金を算定することで、算定の精度を向上させたい。さらに、交付後に、交付額と実際の収支とを比較する仕組みを作り、中期目標期間終了後の経営努力認定の透明性の向上や、運営費負担金額の算定の一層の精度向上に活用されたい。</p>	<p>平成25年度は、新施設への移転を機に電子カルテ・原価計算システムを導入するとともに、原価計算作業部会（7回）及び原価計算ワーキンググループ（2回）を開催し、データ抽出元（システム）の確認や配賦ルールの検討を行った。</p> <p>また、医師の人件費を各部門にできる限り正確に配賦するためタイムスタディ調査を実施するなど、データの収集を行った。</p> <p>さらに、これらデータを基に、平成26年1月に原価計算を試行的に行い、結果を経営戦略会議等で報告した。</p> <p>今後の予定としては、平成25年度と26年度の結果を比較していく。 平成27年度は、収集データによる試算、試算結果に基づく検証・見直しを行う。 平成28年度は、診療科別原価計算を本格的に実施する。</p> <p>都は、センターが試算・検証した結果を随時入手し、第三期中期目標期間の運営費負担金の算定に当たり、精度の向上に活用する。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	2-2 (142)	標準運営費交付金の算定方法及び利益の説明について	<p>センターの標準運営費交付金は、病院事業と研究事業のうち、独立採算が困難な研究事業に対し交付されるものであるが、都は算定に当たり、センターから研究事業の収支実績を入手しているわけではない。また、交付後に研究事業の収支実績との比較を行っていないため、運営費交付金の額に過不足があるか否かの検証が行われていない。</p> <p>現時点において、センターでは、病院事業と研究事業に共通する費用を各事業に配賦する方法が確立されていないが、今後原価計算手法の確立に向けた検討を行う中で、配賦ルールの明確化を図られたい。都はセンターに対し、病院事業と区分された研究事業の収支実績の提出を求め、これに基づき算定を行われたい。</p> <p>また、研究事業については、ほとんどが標準運営費交付金で賄われていることを踏まえると、生じた利益については、一般型地方独立行政法人と同様の扱いをすべき性質を持つものと考えらる。</p>	<p>平成25年度は、新施設への移転を機に電子カルテ・原価計算システムを導入し、研究事業に先行して病院事業につき原価計算作業部会(7回)及び原価計算ワーキンググループ(2回)を開催し、データ抽出元(システム)の確認や配賦ルールの検討を行った。</p> <p>また、医師の人件費を各部門にできる限り正確に配賦するためタイムスタディ調査を実施するなど、データの収集を行った。</p> <p>さらに、これらデータを基に、平成26年1月に原価計算を試行的に行い、結果を経営戦略会議等で報告した。</p> <p>研究事業の原価計算については、病院事業の診療科別原価計算の構築状況を見据えながら、病院事業と研究事業にまたがる一般管理費や給与費等の配賦方法の検討など実施に向けた準備を行う。なお、研究事業のセグメント分けについては、研究内容を精査するなど事業の実態を十分に把握した上で、在り方を検討していく。</p> <p>都は、それらを第三期中期目標期間の運営費交付金の算定に当たり、精度向上に活用する。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
			<p>このため、公営企業型地方独立行政法人にも必要とされる中期目標期間終了時の経営努力認定において、利益の発生理由について十分な検証を行う必要があると考える。法人においては、病院事業と研究事業を区分した収支実績を作成するためのルールを確立し、都は、法人に対し当該収支実績の提出を求め、交付額との比較・検証を行った上で、経営努力認定の判断を適切に行われたい。また、比較・検証の結果を標準運営費交付金の算定精度の向上に活用されたい。</p>		
指摘	2-1 (144)	受託研究に係る収益化処理について	<p>センターでは、前受金を計上し、毎年度の執行に合わせて直接経費のみを収益化しているが、間接経費は契約終了年度に全額を収益化している。その結果、最終年度に収益化額が多く配分されているケースが多く、例えば平成23年度の14,200,620円の収入に対して収益化額は937,843円にすぎないものがあった。その他、単純なミスなどにより9,966,329円(4件合計額)が収益化されていないものがあった。</p> <p>受託研究等の適正な損益管理のためには、研究の進捗度合いに応じて、直接経費だけでなく間接経費も含めて前受金の収益化をすべきである。さらに、研究期間が終了し報告書を提出したものについては全額収益化すべきである。</p>	<p>平成21年度から平成23年度までに本来収益化すべきであった金額を算出し、平成25年3月に修正処理を実施した。</p> <p>具体的な内容は、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 間接経費については、毎期、直接経費の予算額に対する執行額の割合をもって収益化を行った。 2 単純ミス等について、適正に収益化がなされていないものについては修正処理を行った。 3 研究期間が終了したものの収益化がされていないものに関して、報告書を提出していないものについては契約期間の延長を行い、報告書を提出したものについては全額収益化を行った。 <p>なお、平成26年度から新たに導入された財務会計システムにおいては、経費の執行に基づく収益化額がシステムから自動的に算出される仕様となっている。</p>	改善済

平成24年度包括外部監査 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-3 (145)	受託研究等の収益化に係る内部統制の整備・運用について	受託研究等の前受金の収益化の会計処理に問題があるものが複数件あったが、複数の目でチェックをし、誤りを防止する内部統制の整備・運用が望ましい。	決算作業の過程で作成した収益化資料と根拠資料の突合を担当者相互に行い、誤りを未然に防ぐ体制を整えたとともに、平成24年度中間決算において修正処理を実施した。 なお、平成26年度から新たに導入された財務会計システムにおいては、経費の執行に基づく収益化額がシステムから自動的に算出される仕様となっている。	改善済
指摘	2-2 (148)	計算誤差の発生原因の追究について	センターは、病院部門で実施した診療内容等に基づいてレセプトを作成し、審査支払機関へ毎月請求している。請求額、査定額及び返戻額より理論上の支払額を計算することができるが、計算誤差がある。審査支払機関からの支払いは、通常、診療月より2か月後に行われ、この時点で医業収益の増減による会計上の修正を行うが、計算誤差が生じる原因について十分な追究が行われていなかった。そのため、平成23年度の損益計算書では月平均計算誤差の2か月分程度（37,077,828円）の医業収益が過大に計上されている。 毎月の診療報酬請求額を正確に計算するとともに、損益計算書の医業収益を正確に計上するために、審査支払機関からの支払い後、計算誤差の発生原因を毎月追究し、適宜解消できるような管理体制を構築する必要がある。	計算誤差の発生状況を再現し、審査機関からの決定額と照合し、請求額算定のための独自の計算システムの誤りを発見した。それにより、計算システムの手順とプログラムの修正を行い、より正確な金額を計上できる状況に改善した。平成24年9月からは、独自システムの換算データとレセプト本体から抽出したデータを突合せするなど、計算誤差の発生を極力少なくする体制に改めた。 審査機関側にデータ提出後、独自システムのデータを作成し、レセプト本体からの抽出データと一致させてから毎月の診療報酬請求額を決定させ起案を作成し、担当課長への状況報告に努めている。 計算誤差が生じた場合は、その都度請求額と入金額の差異を検証し、審査側から送られてくる入金帳票と請求額が一致しているのか処理確認を行っている。	改善済

平成24年度包括外部監査 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	2-3 (149)	保留レセプトの管理について	診療後に未請求となっているレセプト（公務災害のうち認定待ちになっているもの、公費負担に必要な医療券の未受領等）や、保留レセプトについては、センターでは一覧表を作成している。しかし、保留レセプトの一覧表は、他部門（総務課、医療スタッフ）との情報共有が行われていない。そのため、保留レセプトの管理が十分に実施されているとはいえない状況である。 診療業務により発生した債権は早期に回収すべきであり、また、保留レセプトの発生を抑制する必要がある。そのためには、医事の担当者が発生原因や請求状況について、他部門との情報共有を行うことができるような体制を構築する必要がある。	センターでは、診療後に未請求となっているレセプトや、返戻があったレセプトのうち再請求出来ないものについて、一覧表を作成している。 これまで、診療報酬請求の起案に保留レセプトの一覧表を添付し、担当部門の上長に報告を行っていたが、平成24年9月からは毎月、診療報酬請求額と一緒に、保留レセプト・月遅れ・返戻レセプト一覧表にて起案を作成し、担当課長に状況報告を行っている。 保留の件数を少なくするため、幹部会で毎回所管課長より各診療科医師別に保留レセプト件数を報告するとともに、毎月請求時期に各診療科部長に情報提供として保留レセプトを案内・手渡し次月請求できる処理に努めている。 保留の要因になりやすい病名の漏れ・日付の訂正について、該当レセプトを基に事務担当者から担当医に細かく案内し、保留の発生を抑制している。	改善済

平成24年度包括外部監査 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	2-4 (150)	医業未収金に係る医事会計システムと財務会計システムの差異について	センターの貸借対照表に計上された医業未収金について、医事会計システムと財務会計システムに差異12,359,433円(平成23年度末時点)があるが、その発生原因が不明となっている。 貸借対照表の資産として計上すべきものは、将来の経済的便益が期待されるもの、すなわち回収可能性があると判断したものである。発生原因不明の医業未収金については、十分に調査をする必要があるが、回収可能性がほとんどないと判断された場合には、不納欠損処分を行うことにより貸借対照表の計上額を減少させる必要がある。	平成22年度に、医事会計システムと財務会計システムの医業未収金残高が一致するように、会計処理方法を変更し、平成23年度より発生原因不明差異の内容調査を行ってきたが、その多くが平成21年度以前に発生したものであり請求相手先の特定も困難であった。そのため、回収可能性はほとんどないものと判断し、規程に基づき、平成24年11月に不納欠損の手続きを実施した。 なお、会計上は平成24年度中間決算において貸倒処理を実施した。 現在は、医事会計システムと財務会計システムの医業未収金残高は一致している。 具体的には、毎月医事係から医事会計システム上の医業未収金のデータを経理係に提供し、経理係において財務会計システム上で処理を行い、総勘定元帳を出力し、処理が適正に行われているか検証し、医事会計システム上の金額と一致していることを確認している。	改善済
指摘	2-5 (152)	患者負担分の入院費の収益計上時期について	センターでは、継続入院中の患者については、当月分の入院費を翌月10日に定期請求している。これらの入院費に係る会計処理については、入金時に医業収益として計上しているため、入院月の翌月に収益が計上され、3月分の収益は翌年度の4月分の収益として計上されることになる。 地方独立行政法人については、実現主義の原則に基づき収益計上することが求められており、損益計算書の医業収益を正確に計上するために、患者負担分に係る入院費については、当該入院の事実があった年度の収益として計上する必要がある。	平成24年度(平成25年3月入院分)より、継続入院中の患者に係る当月分の入院費について、処理方法を改めて毎月末に医業収益を未収計上することにより、実現主義に基づく収益計上を行っている。	改善済

平成24年度包括外部監査 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	2-6 (154)	個人未収金の回収可能性の検討について	センターでは、診療業務によって発生した個人未収金については、要綱等に基づき管理を行っており、平成20年度以前に発生した債権26,306,119円について、不納欠損処分の準備を進めてきたところであるが、平成23年度中に不納欠損処分を行うことができなかった。 個人未収金については、回収可能性を十分に検討した上で、回収可能性がないと判断したものは不納欠損処分を行い、回収可能性があると判断したものを債権として貸借対照表に計上すべきである。そのためには、決算処理マニュアルを作成し、毎年度継続して回収可能性を検討できるような体制を構築する必要がある。	個人未収金について、期末決算時に回収可能性を十分に検討した上で、回収可能性がないと判断したものは未収金管理要綱に基づき不納欠損処分を行なった。 ・平成25年3月不納欠損処理：129,332円(11名分) ・平成26年3月不納欠損処理：1,893,008円(25名分) 決算処理マニュアルについては、センターで行っている決算作業を踏まえ、平成25年度末に作成した。	改善済
指摘	2-7 (155)	滞納金の管理について	センターでは、個人未収金については要綱等に基づき管理されているが、要綱等で定められている方法と、センターで実際に行われている方法が異なっている。 限られた人員や時間等の中で効率的な滞納金の回収ができるように、調査や督促を行うべき滞納金、調査・督促の実施時期及びその実施方法、センター全体での情報共有方法について要綱等にて明確にする必要がある。その上で、要綱等に準拠した調査・督促を着実に実施する必要がある。	センター内の情報共有、少額債権の取扱い、具体的な督促方法等について、平成25年3月にセンターの実態に則した内容となるように未収金管理要綱を改訂した。 現在、要綱及びマニュアルに準じて未収金の発生防止及び早期回収に努めており、今後も必要に応じて要綱等の見直しを行っている。	改善済

平成24年度包括外部監査 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-4 (158)	契約手続について	希望制指名競争入札とは、公募により入札に参加希望の者を募集した上で、センター側で入札に参加する業者を指名し入札を実施する制度である。センターは、入札案件の多くを指名競争入札として実施しているが、今後入札に付すべき金額以上の案件について、事務負担を考慮しつつ契約の履行の確実性及び透明性の観点から希望制指名競争入札での実施案件を拡大していくことが望ましい。	平成25年度については、希望制指名競争入札を一部実施し、プロポーザルを含め7件行った。その中で、規程、マニュアル、ホームページのあり方等を検討してきた。規程については、平成25年度末に「希望制指名競争入札実施要綱」を制定し、平成26年9月末にホームページの改修及び運用マニュアルの作成を完了し、同年10月1日より施行している。	改善済
意見	2-5 (159)	病棟看護助手業務の人材派遣業者との契約について	センターは、医師及び看護師の負担軽減のため、病棟看護助手について人材派遣会社と労働者派遣契約を締結している。派遣料金は1時間当たり1,650円及び1,700円で、平成24年10月現在は59名が派遣されており、平成23年度の支払総額は約180百万円である。直接雇用をした場合、よりコスト削減となる可能性もあり、センターは、見込まれるコストの調査、比較分析等を十分に行った上で、直接雇用か新たな派遣業者を選定するかなどの意思決定をされたたい。	平成25年7月1日付で、全ての看護助手を非常勤職員として直接雇用を行った。平成26年7月現在で47名の看護助手を任用しており、報酬額は日額9,300円（1時間当たり1,200円）である。	改善済

平成24年度包括外部監査 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの経営管理について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	2-6 (163)	研究に対する外部評価について	センターの実施する研究について、老化機構研究チームなどに対して、更なる研究成果の還元を求めたいという外部評価委員会による評価がなされている。センターは、マスコミや都民向けの定期的な広報活動の企画、ホームページの活用等による効果的な社会還元への工夫をより一層進める必要があると考える。また、より効果的に外部評価を利用するためには、研究テーマごとに評価を行うことが望ましい。	<p>1. 研究成果の社会還元 【平成25年度実績】 (1) プレス発表 5件 (2) 年学公開講座 6回 (3) ホームページへ研究内容の紹介記事掲載 「耳より研究情報」 2題 【平成26年度実績】（7月末現在） (1) プレス発表 2件 (2) 老年学公開講座 1回 (3) ホームページへ研究内容の紹介記事掲載 「耳より研究情報」 2題 【参考】（研究所ホームページ関係） (1) 介護予防事業専用HPの開設（平成26年3月） (2) 英語版HPの開設（平成26年7月） (3) Top Pageへのアクセス 50,665件（平成25年度実績）</p> <p>2. 研究所外部評価制度の活用 研究所外部評価検討委員会の検討結果を踏まえて、平成25年10月に関係規定を整備し、外部評価委員会について客観性を高めるための見直しを図るとともに、新たに理事長を委員長とするセンター内幹部職員による内部評価委員会を設置した。これに基づき、平成26年2月に自然科学系、3月に社会科学系の評価（研究テーマ別評価）を行った。当該評価結果については、平成26年度テーマ別研究費予算配分に活用した。 【実施時期】 ・平成24年12月 研究所外部評価検討委員会を設置 ・平成25年 3月 検討結果の取りまとめ、意思決定 ・平成25年10月 外部評価委員会設置要綱・実施要領改正 ・平成25年10月 内部評価委員会設置要綱制定、施行 ・平成26年 2月 外部評価委員会（自然科学系）を開催 ・平成26年 3月 外部評価委員会（社会科学系）を開催 ・平成26年 5月 外部評価結果に基づくテーマ別予算配分</p>	改善済